社会福祉法人下関市社会福祉事業団定款

制　　定　平成　７年　２月１３日
一部変更　平成１０年　６月　３日
一部変更　平成１１年　３月２６日
一部変更　平成１２年　２月　７日
一部変更　平成１３年　３月１９日
一部変更　平成１４年　３月１４日
一部変更　平成１４年　６月２５日
一部変更　平成１５年　３月３１日
一部変更　平成１７年　２月２２日
一部変更　平成１８年　６月　５日
一部変更　平成１８年１０月　４日
一部変更　平成１９年　６月１５日
一部変更　平成２２年　６月２２日
一部変更　平成２４年　５月３１日
一部変更　平成２４年　９月１８日
一部変更　平成２５年１０月２９日
一部変更　平成２６年　４月　１日
一部変更　平成２７年　２月１２日
全部変更　平成２９年　１月１８日
一部変更　令和　４年　６月２１日
一部変更　令和　７年１１月　１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、下関市と密接な連携のもと、市民の福祉の増進を図るため、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第１種社会福祉事業

ア　救護施設の経営

イ　養護老人ホームの経営

(2) 第２種社会福祉事業

ア　老人デイサービス事業の経営

イ　障害児通所支援事業の経営
ウ　障害児相談支援事業の経営
エ　特定相談支援事業の経営
オ　一般相談支援事業の経営
カ　地域子育て支援拠点事業の経営
キ　一時預かり事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人下関市社会福祉事業団という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、第１条及び第３６条に規定する事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努め、地域における公益的な取り組みを行うものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所（以下「事務所」という。）を山口県下関市大字永田郷字寺門１５８番地１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、この法人の監事１名及び事務所等の職員１名並びにこの法人に在籍しない外部の者１名の合計３名の委員で構成する。

３　評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会の決議を経て、理事長が行う。

４　前項の提案を行う場合には、当該提案の対象とする者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員全員の同意をもって行う。

６　この定款に定めるもののほか評議員選任・解任委員会の運営について必要な事項は、理事会において定める。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第４５条の９第１項に規定する定時評議員会（以下「定時評議員会」という。）で、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関するものの終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が２００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置く。

３　前項の議長は、その都度評議員の互選により定める。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会を毎会計年度終了後３月以内に開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数（議長を除く。）をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び評議員会において出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事　７名

(2) 監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事である常務理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事の互選により理事会の決議によって選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、各年度の予算額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の経営する施設の長及び事務所に置く事務局の長（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置く。

３　前項の議長は、その都度理事の互選により定める。

（権限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 評議員選任・解任委員会の委員の選任及び解任

（招集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会の決議は、当該決議する事案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、法令又はこの定款に定めがあるものを除き、その過半数（議長を除く。）をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事(理事長が出席しなかったときは出席した役員全員とし、理事長が出席し、両監事が出席しなかったときは理事長及び理事会において出席した理事のうちから選出された議事録署名人１名とする。）並びに議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の財産をもって構成する。

(1) 現金　３，０００，０００円

(2) 建物

①下関市大字永田郷字勧応寺 10440 番地 5　同所字大歳瀬 459 番地 4　同所 459 番地 11　同所字日野殿 458 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　救

護施設梅花園１棟(1608.36 ㎡)
附属建物(符号１)コンクリートブロック造陸屋根平家建　機械室・物置(25.00 ㎡)
附属建物(符号２)コンクリートブロック造陸屋根平家建　倉庫(63.00 ㎡)
附属建物(符号３)鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　機械室(13.27 ㎡)
附属建物(符号４)コンクリートブロック造陸屋根平家建　物置(12.87 ㎡)
附属建物(符号５)鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　機械室(17.15 ㎡)
②下関市大字永田郷字寺門 158 番地１　同所 158 番地３　同所 158 番地４　同所 157 番地　同所字寺の上 2070 番地所在の鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき・陸屋根３階建　養護老人ホーム陽光苑及び陽光苑デイサービスセンター1棟(1 階 1448.25 ㎡、2 階 2296.21 ㎡、3 階 1415.61 ㎡)
附属建物(符号１) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　機械室(7.84 ㎡)

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるための必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、下関市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、下関市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、事務所に備え置き、当該会計年度が終了するまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第３６条　この法人は、法第２６条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 発達に障害がある児童の診療を主とする診療所の経営

２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）

第３７条　この法人は、法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、下関市に帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、下関市長の認可（法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を下関市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人下関市社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	亀田　博
副理事長	内田　昊治
常務理事	矢崎　八郎
理事	山尾　末明
理事	山本　哲正
理事	金原　洋治
理事	三崎　成
理事	濱岡　信彦
監事	林　保
監事	橋本　隆司

附　則

この定款は、山口県知事の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、平成１０年６月３日から施行する。

附　則

この定款は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、山口県知事の認可があった日から施行する。ただし、第１条第２号の改正規定、同条に第２項を加える改正規定及び第４条第１項第１号の改正規定は平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１３年２月１３日から施行する。ただし、第４条の改正規定は平成１３年２月２４日から施行する。

附　則

この定款は、山口県知事の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、山口県知事の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、山口県知事の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、山口県知事の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、下関市長の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、下関市長の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、下関市長の認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、下関市長の認可のあった日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この定款は、下関市長の変更認可のあった日から施行する。

附　則

この定款は、下関市長の変更認可のあった日から施行する。ただし、平成２６年４月１日に就任の新理事については、任期を平成２７年２月２３日までとする。

附　則

この定款は、下関市長の認可のあった日から施行する。ただし、第５条及び第１５条の改正規定は、平成２７年２月２４日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この定款は、下関市長の認可のあった日から施行し、変更後の社会福祉法人下関市社会福祉事業団定款の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　変更前の社会福祉法人下関市社会福祉事業団定款の規定は、この定款の施行の日から平成２９年３月３１日までの間、なおその効力を有する。この場合において、任期を平成２９年２月２３日までとして選任されている評議員の任期については、平成２９年３月３１日までとする。

附　則

この定款は、令和４年６月２１日の変更認可のあった日から施行する。ただし、第２８条の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、令和７年１１月１日から施行する。